

保護者の皆様へ

岸和田市教育委員会
岸和田市立産業高等学校

インフルエンザにかかる医師の「意見書」の取扱いについて

日頃から学校園の教育活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、これまでインフルエンザと診断された場合、出席停止期間を終えて登校するには、病院を受診し、医師による意見書の提出をお願いしてきました。しかし、昨年度より、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行が懸念されることから、医療のひっ迫を回避するため、岸和田市医師会と協議のうえ、別紙「インフルエンザ療養報告書」を保護者のみなさまにより記入、提出いただくことにより意見書に代えるものとしているところですが、**今後も引き続き、意見書の提出を求めないこととし、「インフルエンザ療養報告書」を提出いただくことで意見書に代えるものいたします。**

なお、登校につきましては、以下の基準や、早見表をご参照の上、出席停止期間を厳守していただきますようお願いいたします。

◆インフルエンザの出席停止期間

発熱等の症状が出た日を「0日」とカウントし、翌日から5日間、かつ解熱後2日間（幼稚園児は3日）は出席停止となります。

《インフルエンザ出席停止期間早見表》

		発症日		発症後								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	
小・中学生 高校生	例1 1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	解熱後 4日目	登校可 ○				
		登校	×	×	×	×	×					
	例2 2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登校可 ○				
		登校	×	×	×	×	×					
	例3 3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可 ○				
		登校	×	×	×	×	×					
	例4 4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可 ○			
		登校	×	×	×	×	×					
	例5 5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可 ○		
		登校	×	×	×	×	×					

※他の感染症《麻疹(はしか)、風疹(3日はしか)、水痘(水ぼうそう)、流行性耳下腺炎、百日咳、プール熱など》については、これまで通り、医師による意見書の提出をお願いいたします。